花巻市特定建設工事共同企業体事務取扱要領

（平成２３年３月２８日市長決裁）

（趣旨）

第１　この要領は、花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱（以下「要綱」という。）第１４条の規定に基づき、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において、特定建設工事共同企業体とは、大規模であって技術的難易度の高い工事、その他工事の規模、性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として結成する共同企業体をいう。

（対象工事）

第３　特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の対象工事は、原則として次表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表の右欄に定める設計金額であるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の種類 | 設計額 |
| 土木一式工事 | ２億円以上 |
| 建築一式工事 | ３億円以上 |
| 電気工事 | １億５，０００万円以上 |
| 管工事 | １億５，０００万円以上 |

２　前項に規定する設計金額に満たない工事であっても、工事の内容等により共同企業体による施工が必要と認められる場合については、対象工事とする。

（構成員の要件）

第４　共同企業体の構成員は、次の要件を満たさなければならないものとする。

(1) 要綱第６条による市営建設工事請負資格者名簿に登載された者で、市内に本店を有する者であること。ただし、当該者が対象工事を適正に施工することが困難であることが明らかであるときは、当該者以外の者を対象とすることができる。

(2) 当該市営建設工事の設計額に応じた等級別区分がされた者であること。

(3) 市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱（平成１８年花巻市告示第１０号）に基づく指名停止措置等を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。

(5) 対象工事の現場に建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

（結成方法等）

第５　共同企業体の結成方法は、要綱第１２条及び第１３条の資格者による自主結成とする。

２　共同企業体の構成員の数は、２又は３者を原則とする。ただし、工事の規模、技術的難易度により特に必要と認められる場合は、更に構成員の数を増やすことができる。

（入札の参加申請）

第６　共同企業体が入札に参加しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加申請書（様式第１号）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第２号）

（出資比率）

第７　共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

(1) ２者で構成する場合　３０パーセント以上

(2) ３者で構成する場合　２０パーセント以上

（代表者）

第８　共同企業体の代表者は、構成員の中で最も大きな施行能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とするものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第９　条件付一般競争入札による入札の結果、落札候補者となった者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第３号）及び別に定める書類を提出しなければならない。

　（電子入札による手続）

第１０　電子入札システムによる入札を行うときは、「市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札実施要領」により行うこととする。

２　入札執行は、原則として電子入札システムによるものとする。

（その他）

第１１　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、施行日後に行われる指名通知及び公告に係る請負契約から適用する。

　　　附　則

この要領は、平成２６年２月１７日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１月２４日から施行する。